

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
北海道新幹線青森・新函館(仮称)間の建設に伴う工事の一部委託施行に関する平成31年度協定書の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	2,526,608,106	—	—				
北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設に伴う長万部駅付近の工事の一部委託施行に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	168,449,000	—	—				
北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設に伴う倶知安駅付近の工事の一部委託施行に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	210,500,000	—	—				
北海道新幹線新函館北斗・札幌間の建設に伴う札幌駅付近の工事の一部委託施行に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,574,942,000	—	—				
北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)の路盤外3箇所の計測調査及び補修工事の委託に関する平成31年度協定書の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	56,900,000	—	—				
北海道新幹線建設に伴う下水道管V I-1000及びV I-8000の移設に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	札幌市 北海道札幌市中央区北1条西2	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	43,884,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
北海道新幹線木古内・新函館北斗間の環境保全における音源対策工事の委託に関するH31年度協定書の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	406,296,000						
平成31年度借上寮における設備の賃貸借契約に係る使用料の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社レンタコム北海道 北海道札幌市中央区南1条東7-2-4	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	996,215						
平成31年度局事務所の賃貸借契約継続及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	マルイト株式会社 北海道札幌市中央区北2条西1-1	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	107,888,010	-	-				
平成31年度自動車駐車場契約継続及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	マルイト株式会社 北海道札幌市中央区北2条西1-1	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	915,600	-	-				
平成31年度局事務所の清掃管理業務委託契約及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	山王ファシリティーズ株式会社 大阪市浪速区湊町1-2-3	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	2,912,300	-	-				
平成31年度局事務所冷暖房料及び電気料の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	マルイト株式会社 北海道札幌市中央区北2条西1-1	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	-	-	-				平成31年度 支払見込額 10,873,000円

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成31年度電話料金の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38第1項第1号ウ)。	非公表	-	-	-				平成31年度支払見込額 2,340,000円
平成31年度電話料金の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南1-2-70	電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38第1項第1号ウ)。	非公表	-	-	-				平成30年度支払見込額 1,820,000円
平成31年度電話料金の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38第1項第1号ウ)。	非公表	-	-	-				平成31年度支払見込額 1,070,000円
平成31年度ネットワーク回線接続契約継続及び使用料等の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	-	-	-				平成31年度支払見込額 13,330,740円
平成31年度郵便料金の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は同社しかなく競争を許さないことから、契約事務規程第38条第1項第1号エを適用して契約を締結したものである。	非公表	-	-	-				平成31年度支払見込額 1,285,000円
平成31年度自動車任意保険の継続契約について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	-	-	-				平成31年度支払見込額 1,849,610円

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成31年度青写真焼付その他作業の単価契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	①株式会社青写真商会 北海道札幌市中央区南2条西12-324-24 ②株式会社青工 北海道札幌市中央区南3条東4-1-38	業務運営上複数の相手方と契約を締結する必要があり、契約事務規程第39条第1項第4号の規定を適用し、決定した最低価格をもって左記の2者と随意契約を締結したものである。	非公表	折り図 A0 48.60円/枚外	-	-				単価契約 予定総額 13,723,533円
平成31年度書類保管倉庫の賃貸借契約継続及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	札幌通運株式会社 北海道札幌市中央区大通西8-2-6	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,962,000	-	-				
平成31年度小樽鉄道建設所の賃貸借契約継続及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社小樽ベイシティ開発 北海道小樽市築港11-5	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	15,108,966	-	-				
平成31年度小樽鉄道建設所の水道光熱費等の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社小樽ベイシティ開発 北海道小樽市築港11-5	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	-	-	-				平成30年度 支払見込額 1,836,440円
平成31年度北斗鉄道建設所の土地賃貸借契約継続及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北斗市 北海道北斗市中央1-3-10	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	907,368	-	-				
平成31年度八雲鉄道建設所用地の賃貸借契約継続及び支払いについて	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	八雲町 北海道二海郡八雲町住初町138	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	2,623,141	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)長万部鉄道建設所敷地の土地賃貸借料の支払について(平成31年度分)	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	新函館農業協同組合 北海道北斗市本町1-1-21	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	923,112	—	—				
平成31年度 木古内鉄道建設所の賃貸借契約継続及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,569,600	—	—				
北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)ニセコ鉄道建設所及び寮敷地の土地賃貸借料の支払について(平成31年度分)	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,328,208	—	—				
平成31年度赤井川村倉庫建物の賃貸借契約の締結及び支払いについて	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	富塚建設工業株式会社 北海道余市郡赤井川村字都178	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,840,320	—	—				
平成31年度鉄道建設所の電気料の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	北海道電力株式会社 北海道札幌市中央区大通東1-2	電気通信事業法に規定する電気通信事業者から供給を受ける長期の継続的供給契約であるため(機構契約事務規程第38条第1項第1号ウ)。	非公表	—	—	—				平成31年度 支払見込額 3,417,000円
平成31年度乗用自動車借上契約継続及び経費の支出について	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	函館ハイヤー事業協同組合 北海道函館市亀田町22-13	左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	北海道運輸局の 許可運賃による	—	—				平成31年度 支払見込額 1,300,000円

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成31年度札幌鉄道建設所用地使用料の支払いについて	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	札幌市交通局 北海道札幌市厚別区大谷地東2-4-1	継続契約であり、左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	2,380,047	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社勝木スクエア 北海道札幌市中央区北1条東3-3	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	948,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社トミーコーポレーション 北海道札幌市北区太平3条4-1-1	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	876,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社西岡ホーム 北海道札幌市豊平区西岡4条6-1-1	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	948,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社二条館 北海道札幌市西区琴似2条5-4-21	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	990,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社プレゼンス 神奈川県川崎市中原区宮内1-22-7	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	840,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	カンエイ実業株式会社 北海道札幌市中央区南7条西6-289-6	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	852,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	札幌住宅株式会社 北海道札幌市中央区北5条西24-3-1	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	828,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	東急住宅リース株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-1	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	960,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	丸菱建設株式会社 北海道札幌市東区北33条東5-2-23	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	864,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	828,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	864,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	900,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社ナガタ 北海道札幌市東区北45条東16-2-10	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	900,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社野上塗装 北海道上磯郡木古内町字本町557-41	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,980,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社山川商事 北海道札幌市東区北40条東19-4-8	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	864,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社レガシー 北海道札幌市東区北23条東2-6-20	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	816,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社オール 北海道札幌市東区中沼6条2-6-2	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	924,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	883,752	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	919,752	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	株式会社ほくていホールディングス 北海道札幌市東区北八条東1-2-1	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,020,000	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	有限会社山川商事 北海道札幌市東区北40条東19-4-8	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第2号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	828,000	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	日本管理センター株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-2	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第3号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	960,000	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	852,000	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	900,000	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	948,000	-	-				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	900,000	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	936,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	948,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	816,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	948,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	840,000	—	—				
借上げ宿舍の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舍の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	876,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	840,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	840,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	1,002,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	852,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	996,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	912,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	948,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	816,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	入居中宿舎の継続であり、本契約者以外との契約はできないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	936,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	960,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第2号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	960,000	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第3号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	960,000	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月1日	個人	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第4号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	822,162	-	-				
北海道新幹線建設に伴う倶知安町道西3丁目南通付替えの設計等に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月5日	倶知安町 北海道虻田郡倶知安町北1条東3-3	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	4,014,151	-	-				
北海道新幹線建設に伴う水道管移設の設計等に関する協定書の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月8日	倶知安町 北海道虻田郡倶知安町北1条東3-3	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	4,100,250	-	-				
青函共用走行区間時間帯区分方式における貨物列車の誤進入の防止に関するシステムの開発業務に係る協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月11日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	61,518,000	-	-				
北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)トンネル緩衝工の検討3	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月12日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	8,965,000	-	-	公財	国所管		1
北海道新幹線建設に伴う北斗市道市渡第30号線等道路付替えの設計等に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月17日	北斗市 北海道北斗市中央1-3-10	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	284,312,905	-	-				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
津軽海峡線(中小国～木古内間)の鉄道施設の維持管理に伴う調査・測定の一部委託に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月23日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	39,050,000	—	—				
北海道新幹線新函館北斗・札幌間トンネル建設に伴う函館線野田生駅構内71km256m付近野田生8号線道道踏切ほか1箇所改修工事に係る施行委託に関する協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	平成31年4月24日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	53,580,000	—	—				
北海道新幹線共用走行区間における青函トンネル内高速走行試験の委託に関する令和元年度実施協定書	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月7日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	312,434,100	—	—				
青函トンネル、新型覆工ひずみ計試験他	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月10日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	16,390,000	—	—	公財	国所管	1	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月14日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第4号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	891,647	—	—				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月14日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第5号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	891,647	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月14日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第6号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	891,647	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月14日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第7号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	891,647	—	—				
借上げ宿舎の賃貸借契約	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月14日	株式会社共立メンテナンス 東京都千代田区外神田2-18-8	必要条件を満たす家屋調査の結果、立地上、経済上最も条件が良く、左記の者が本契約を履行できる唯一の者であるため、契約事務規程第38条第1項第8号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	891,647	—	—				
青函共用走行区間における高速確認車の開発(その2)業務に関する協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年5月29日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	178,460,000	—	—				
北海道新幹線、青函トンネル内における高速走行試験	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年6月3日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	44,330,000	—	—	公財	国所管		1

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
北海道新幹線(新青森・新函館北斗間)の青函トンネル内の速度向上試験におけるPQ測定設備製作の委託に関する平成31年度協定の締結	契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一 札幌市中央区北2条西1-1	令和1年6月4日	北海道旅客鉄道株式会社 北海道札幌市中央区北11条西15-1-1	左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	非公表	38,869,000	—	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。